

公益社団法人 鳥取県医師会定款

目 次

- 第 1 章 名称及び事務所（第 1 条～第 2 条）
 - 第 2 章 目的及び事業（第 3 条～第 4 条）
 - 第 3 章 会員（第 5 条～第 13 条）
 - 第 4 章 代議員及び予備代議員（第 14 条～第 18 条）
 - 第 5 章 代議員会（第 19 条～第 27 条）
 - 第 6 章 役員（第 28 条～第 40 条）
 - 第 7 章 理事会及び常任理事会（第 41 条～第 46 条）
 - 第 8 章 学会（第 47 条～第 50 条）
 - 第 9 章 裁定委員会（第 51 条～第 57 条）
 - 第 10 章 委員会（第 58 条）
 - 第 11 章 団体契約及び意見表明（第 59 条～第 60 条）
 - 第 12 章 資産及び会計（第 61 条～第 68 条）
 - 第 13 章 事務局（第 69 条）
 - 第 14 章 雑則（第 70 条～第 74 条）
- 附 則

第1章 名称及び事務所

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人鳥取県医師会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を鳥取県鳥取市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、日本医師会及び鳥取県内に主たる事務所を有する医師会（以下「地区医師会」という。）との連携のもと、医道の高揚、医学及び医術の発達並びに公衆衛生の向上を図り、もって社会福祉を増進することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 医道の高揚に関する事項
- (2) 医学教育の向上に関する事項
- (3) 医学と関連科学との総合進歩に関する事項
- (4) 医師の生涯研修に関する事項
- (5) 医学、医療の国際交流に関する事項
- (6) 公衆衛生の指導啓発に関する事項
- (7) 地域医療の推進発展に関する事項
- (8) 地域保健の向上に関する事項
- (9) 保険医療の充実に関する事項
- (10) 医事法規の整備に関する事項
- (11) 医療施設の整備に関する事項
- (12) 医業経営の安定、会員の福祉向上による国民の健康及び福祉の増進に関する事項
- (13) 医師会相互の連絡調整に関する事項
- (14) その他本会の目的を達成するために必要な事項

2 前項の事業は、鳥取県において行うものとする。

第3章 会員

(組織)

第5条 本会は、次条及び第7条の規定により入会した医師をもって組織する。

(会員の資格及びその喪失)

第6条 本会会員は、本会の目的及び事業に賛同した地区医師会の会員である者とする。

- 2 本会会員が所属の地区医師会の会員の資格を失ったときは、同時に、本会会員の資格も失うものとする。
- 3 前項の他、会員は次に掲げる事由によって会員の資格を失う。
 - (1) 第13条第1項（会員の制裁）の規定による除名
 - (2) 退会又は死亡

（入会、退会及び異動）

- 第7条 本会に入会しようとする者は、所属の地区医師会を経て、本会に所定の届出をしなければならない。
- 2 会員で退会しようとする者は、所属の地区医師会を経て、本会に所定の届出をすることにより、任意にいつでも退会することができる。
 - 3 会員でその届出事項に変更を生じた場合は、前2項と同様に、その届出をしなければならない。
 - 4 本会を除名された者で再入会しようとするものについては、裁定委員会の審議裁定を経て、会長が再入会を承認することができる。
 - 5 第2項の規定にかかわらず、会長は、第13条第1項（会員の制裁）の審議にかかっている会員からの退会届出の受理を保留し、同条項に基づく処分を行うことができる。地区医師会において同条項に準ずる手続きの審議にかかっている会員についても同様とする。この場合、当該会員は、上記審議に関する限りにおいて会員たる地位を失わない。

（会費及び負担金）

- 第8条 会員は、本会所定の会費及び負担金を本会に納入しなければならない。
- 2 会費及び負担金の額並びにその徴収方法は、代議員会で定める。ただし、特別の事情がある者に対しては、代議員会の決議を経て、その額を減免することができる。

（会員の本務）

- 第9条 会員は、医師の倫理を尊重し、社会の信頼と尊敬を得るように努めなければならない。
- 2 会員は、本会の定款を守り、その秩序を維持するように努めなければならない。

（会員の権利）

- 第10条 会員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）に規定された次に掲げる社員の権利を、代議員たる会員と同様に本会に対し行使することができる。
- (1) 法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
 - (2) 法人法第32条第2項の権利（代議員名簿の閲覧等）
 - (3) 法人法第57条第4項の権利（代議員会議事録の閲覧等）
 - (4) 法人法第50条第6項の権利（代議員の代理権証明書等の閲覧等）
 - (5) 法人法第51条第4項及び第52条第5項の権利（議決権行使書面の閲覧等）
 - (6) 法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）
 - (7) 法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
 - (8) 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）

(報告、発表及び意見具申)

第11条 会員は、本会の目的及び事業に関して研究又は調査を行い、その結果を本会に報告し、発表できるとともに、本会の目的及び事業について意見を具申することができる。

(表彰)

第12条 本会のために著しい功績をあげた者に対しては、別に定めるところにより、表彰することができる。

(会員の制裁)

第13条 会長は、会員について次の各号のいずれかに該当するとき、又はその他正当な事由があると認めるときは、裁定委員会の審議裁定を経て、戒告又は除名の処分をすることができる。

- (1) 医師の倫理に違反し、会員としての名誉又は本会の名誉を毀損した者
 - (2) 本会の定款に違反し、又は本会の秩序を著しく乱した者
- 2 前項の規定により戒告又は除名の処分をしたときは、会長は、当該会員に対しその旨通知するとともに、その氏名及び処分事由の概要を、所属の地区医師会に通知しなければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、代議員の資格の喪失については、第17条第2項をもって行う。

第4章 代議員及び予備代議員

(代議員の員数その他)

第14条 本会に、代議員を置く。その員数は、別に定める基準のとおり、概ね会員30名につき1名の割合とする。

- 2 前項の代議員をもって法人法上の社員とする。
- 3 代議員は、本会の役員及び裁定委員を兼ねることができない。

(代議員の任期)

第15条 代議員の任期は、選出後最初に到来する4月1日より2年間とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了時において、代議員が代議員会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え(法人法第266条第1項、第268条、第278条及び第284条)を提起している場合(法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。)には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は上記訴えに関する限りにおいて社員たる地位を失わない(当該代議員は、代議員会において解散以外の事項については議決権を有しないこととする。)
- 3 代議員の任期が満了しても、後任者が選任されるまでは、代議員は、引き続きその職務を行わなければならない。

(代議員の選出)

第16条 代議員は、別に定めるところにより、本会の主導のもと、地区医師会ごとに区分して選出を

行うものとする。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。

- 2 前項の選出において、会員は等しく選挙権及び被選挙権を有する。
- 3 代議員に欠員を生じたときは、別に定めるところにより、当該地区医師会は、後任の代議員の選出を行うものとする。
- 4 後任として選出された代議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 地区医師会の会員のうち、本会の会員でない者は、本会代議員選出についての議決権を有しない。

(代議員の資格の喪失)

第 17 条 代議員は、辞任届を提出することにより、任意にいつでも代議員を辞任することができる。

- 2 代議員会は、正当な事由があると認められる場合には、総代議員の3分の2以上の多数による決議により、代議員の資格を喪失させることができる。この場合、その代議員に対し、代議員会の1週間前までに、理由を付して資格喪失に関する議案の内容を通知し、代議員会において弁明の機会を与えなければならない。
- 3 前各号のほか、代議員は、次に掲げる事由によって代議員の資格を失う。
 - (1) 第 6 条第 2 項又は同条第 3 項第 2 号の規定による会員資格の喪失
 - (2) すべての代議員の同意

(予備代議員)

第 18 条 代議員に事故があるときに備えて、予備代議員を置く。

- 2 代議員に事故があるときは、予備代議員に議決権を代理行使させることができる。
- 3 第 14 条第 1 項及び第 3 項(代議員の員数その他)、第 15 条第 1 項及び第 3 項(代議員の任期)、第 16 条(代議員の選出)並びに第 17 条(代議員の資格の喪失)の規定は、予備代議員について、準用する。

第 5 章 代議員会

(代議員会)

第 19 条 代議員会は、すべての代議員をもって組織し、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

- 2 前項の代議員会をもって、法人法上の社員総会とする。

(定例代議員会及び臨時代議員会)

第 20 条 代議員会は、定例代議員会及び臨時代議員会の2種とする。

- 2 定例代議員会は、事業年度終了後3か月以内に1回、招集しなければならない。
- 3 臨時代議員会は、必要がある場合に、理事会の決議を経て、会長が招集する。ただし、5分の1以上の代議員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面をもって、臨時代議員会招集の請求があったときは、会長は、当該請求があった日から6週間以内に臨時代議員会を招集しなければならない。
- 4 代議員会を招集するには、会議の目的である事項、日時及び場所その他法令で定める事項を記載した書面による通知を、開催日の1週間前までに代議員に発しなければならない。

(代議員会の議長及び副議長の選定)

第21条 代議員会に、議長及び副議長各1名を置く。

- 2 議長及び副議長は、代議員会において、代議員の中から選定する。
- 3 議長及び副議長の任期は、それぞれの代議員としての任期による。

(議長及び副議長の職務)

第22条 代議員会の議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、会議を主宰する。

- 2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときはその職務を代理し、議長が欠けたときはその職務を行う。

(議長又は副議長の後任者の選定)

第23条 議長又は副議長が欠けたときは、その後任者を選定しなければならない。

(代議員会の任務)

第24条 代議員会は、次に掲げる事項を決議する。

- (1) 決算に関する事項
 - (2) 会費及び負担金の賦課徴収及び減免に関する事項
 - (3) 代議員の資格の喪失
 - (4) 理事及び監事の選任又は解任
 - (5) 会長、副会長の選定又は解職
 - (6) 理事及び監事の報酬等の額及び支給の基準
 - (7) 定款の変更に関する事項
 - (8) 本会の解散に関する事項
 - (9) 理事会が付議した事項
 - (10) その他代議員会(社員総会)で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
- 2 代議員会において、会長は、次に掲げる事項を報告する。
- (1) 第63条第2項に定める事業計画書、収支予算書等
 - (2) 第64条第1項第1号に定める事業報告
 - (3) その他必要な会務報告

(代議員会の議事)

第25条 代議員会は、代議員の過半数の出席がなければ、議事を開き決議することができない。

- 2 代議員会の議事は、出席代議員の過半数でこれを決する。
- 3 前項の規定にかかわらず、次の決議は総代議員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 代議員の資格の喪失
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

(代議員会への出席発言)

第26条 役員は、代議員会に出席して、代議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について、必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が代議員会の目的である事項に関しないものである場合、その説明をすることにより代議員の共同の利益を著しく害する場合その他正当な理由がある場合として、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則で定める場合には、この限りではない。

(代議員会の議事規則)

第27条 代議員会の議事に関して必要な事項は、代議員会の決議を経て、別に定める。

第6章 役員

(役員)

第28条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 15名以内
- (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち、1名を会長、2名を副会長、4名以上7名以内を常任理事とする。
- 3 会長及び副会長をもって法人法上の代表理事とし、常任理事をもって法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(理事の職務)

第29条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、本会を代表し、業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、業務を執行する。
- 4 常任理事は、理事会の決議により、分担して業務を執行する。
- 5 会長が欠けたとき、又は会長に事故あるときは、副会長は、あらかじめ理事会の決議により定められた順位により、会長の職務を代行する。
- 6 会長及び副会長が欠けたとき、又は会長及び副会長に事故があるときは、常任理事は、あらかじめ理事会の決議により定められた順位により、会長の職務(本会を代表するものを除く。)を代行する。

(監事の職務)

第30条 監事は、理事の職務の執行を監査する。監事は、監査報告書を作成しなければならない。

- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、又は本会の業務及び財産の状況を調査することができる。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員任期)

第 31 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定例代議員会の終結の時までとする。

2 理事又は監事が任期の満了又は辞任により退任することにより、第 28 条第 1 項に定める定数に足りなくなるときは、当該理事又は監事は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が理事又は監事に就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の選任)

第 32 条 理事及び監事は、本定款の定めるところにより、本会会員の中から、代議員会の決議により選任する。

2 前項の規定に基づく理事の選任は、役職（会長、副会長及び理事）毎に分けて行う。

3 前項の選任は、得票数の多い順に、定款で定められた当該役職毎の員数に達するまでの得票を得たことを条件とする代議員会の決議をもって行う。

4 前 2 項の規定に基づく理事の選任において、当選人の数が代議員会の決議要件を欠くために当該役職の員数に達しないときは、当選人を除く候補者のうち、得票数の多い順に、員数に不足する数に 1 名を加えた数の候補者をもって、再度、前 2 項の規定に基づく理事の選任を行う。なお、再度の候補者を定めるにあたり、得票数が最も少ない候補者の得票数が同じであるときは、いずれも候補者とする。

5 第 1 項の規定に基づく監事の選任は、前 2 項の規定に準じて行う。

(会長及び副会長の選定等)

第 33 条 会長及び副会長は、本定款の定めるところにより、代議員会の決議によって選定又は解職する。

2 前項の規定に基づく会長及び副会長の選定においては、第 32 条の規定に基づき選任された理事をもってそれぞれの候補者とする。

(役員の補欠の選任)

第 34 条 理事又は監事が任期途中で退任し、又は解任されたときは、なるべくすみやかに、補欠の選任を行うものとする。

2 前項により選任された理事又は監事の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の親族等割合の制限)

第 35 条 本会の理事のうちには、理事のいずれか 1 人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれてはならない。

2 本会の監事には、本会の理事（親族その他特殊の関係があるものを含む。）及び本会の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(保有株式等に係る議決権行使の制限)

第 36 条 本会が保有する株式（出資）について、その株式（出資）にかかる議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の 3 分の 2 以上の承認を要する。

(役員 の 解 任)

第 37 条 理事及び監事は、代議員会の決議によって解任することができる。

(役員 の 報 酬)

第 38 条 理事及び監事に対して、代議員会において定める総額の範囲内で、代議員会において別に定める報酬等の額及び支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(役員 の 責 任 免 除)

第 39 条 理事及び監事は、その任務を怠ったときは、本会对し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第 112 条の規定にかかわらず、この責任は、すべての会員の同意がなければ、免除することができない。

2 前項の規定にかかわらず、当該理事及び監事が善意でかつ重大な過失がない場合には、本会は、法人法第 114 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる理事及び監事（理事及び監事であったものを含む。）の損害賠償責任を法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

(顧 問)

第 40 条 本会に、5 名以下の顧問を置くことができる。

2 顧問は、代議員会の決議を経て、会長が委嘱する。

3 顧問の任期は、会長の任期による。

4 顧問は、次の職務を行う。

(1) 会長の相談に応じること

(2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること

第 7 章 理事会及び常任理事会

(理 事 会)

第 41 条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって組織し、会長が招集し、その議長となる。

3 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に理事会の招集を請求した場合において、その請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

4 会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

5 理事会は、理事の過半数の出席がなければ、開会することができない。

6 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理 事 会 の 任 務)

第 42 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することはできない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 内部管理体制の整備（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本会の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備）
 - (6) 法人法第 114 条第 1 項の規定による定款の定めに基づく法人法第 111 条第 1 項の責任の免除
- 3 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が当該提案について異議を述べた場合は、この限りではない。

（常任理事会）

第 43 条 本会に常任理事会を置く。

- 2 常任理事会は、会長、副会長及び常任理事をもって組織し、会長が招集し、その議長となる。
- 3 会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、副会長又は常任理事が常任理事会を招集する。
- 4 常任理事会は、以下の事項につき、決議を行うものとする。
 - (1) 理事会から付議された事項
 - (2) 会長から付議された事項
 - (3) 会長、副会長、常任理事が業務を執行するにあたって必要な事項
- 5 常任理事会は、会長、副会長及び常任理事の過半数の出席がなければ、開会することができない。
- 6 常任理事会の決議は、議決に加わることができる会長、副会長及び常任理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（理事会への報告の省略）

第 44 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。ただし、法人法第 91 条第 2 項の規定による報告については、この限りではない。

（理事会への出席発言）

第 45 条 代議員会の議長及び副議長は、理事会に出席して、意見を述べることができる。

（議事録）

第 46 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長及び副会長及び監事は、これに記名押印しなければならない。

第8章 学 会

(学 会)

第47条 本会に、鳥取県医学会（以下「学会」という。）を置く。

2 分科会は、別に定めるところにより、医学の各専門分野に応じて、区分する。

(目 的)

第48条 学会は、医学に関する科学及び技術の研究促進を図り、医学及び医療の水準の向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第49条 学会は、理事会の決定に基づき、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 鳥取県医学会の開催
- (2) 鳥取県医学会シンポジウムの開催
- (3) 医学及び医療に関する情報の収集と伝達
- (4) その他学会の目的達成上必要な事業

2 学会が前項の事業を行う場合には、本会会員及び分科会会員は、これに参加することができる。

(学会に関する会則)

第50条 学会に関して必要な事項は、理事会の決議を経て、別に定める。

第9章 裁定委員会

(裁定委員会)

第51条 本会に、裁定委員会を置く。

2 裁定委員会は、9名の裁定委員をもって組織する。

(裁定委員の選任)

第52条 裁定委員は、本会会員の中から、代議員会において選任する。

(裁定委員の任期)

第53条 裁定委員の任期は、第31条第1項（役員の任期）の規定を準用する。

2 任期の満了又は辞任により退任した裁定委員は、後任者が選任されるまでは、引き続きその職務を行うものとする。

(裁定委員の兼職禁止)

第54条 裁定委員は、本会の役員及び代議員（予備代議員を含む。）並びに地区医師会の役員及び裁定に関する委員を兼ねることができない。

(身分に関する裁定)

第55条 裁定委員会は、次の各号に掲げる事項について、審議しその裁定を行う。

- (1) 第7条第4項(除名者の再入会)の規定による会員の再入会に関する事項
 - (2) 第13条第1項(会員の制裁)に規定する会員の制裁に関する事項
 - (3) 会員の身分又は権利義務についての疑義に関する事項
- 2 前項の裁定を行うにあたっては、当該会員に対して、弁明の機会を与えなければならない。

(紛議に関する調停)

第56条 裁定委員会は、次の各号に掲げる事項について、審議しその調停を行う。

- (1) 会員相互その他の紛議に関する事項
 - (2) 地区医師会相互間の紛議に関する事項
- 2 前項第1号の場合においては、会員の所属する地区医師会の意見を聞かなければならない。
- 3 第1項第2号の場合においては、当該医師会から調停を依頼された場合に限るものとする。

(裁定委員会に関する規則)

第57条 裁定委員会に関して必要な事項は、代議員会の決議を経て、別に定める。

第10章 委員会

(委員会の設置)

第58条 会長又は代議員会は、特に必要があると認める場合には、別に定める委員会を設置することができる。

- 2 委員会は、会長又は代議員会の諮問に応じて、本会の事業に関し、審議、答申を行うものとする。
- 3 委員会に関して必要な事項は、理事会の決議を経て、別に定める。ただし、代議員会が設置する委員会に関しては、代議員会の決議を経て別に定める。

第11章 団体契約及び意見表明

(団体契約及び意見表明)

第59条 本会は、社会福祉、社会保険及び公衆衛生上必要な事項について、団体契約を締結することができる。

(行政庁等に対する意見表明)

第60条 本会は、第3条の目的達成のために必要があると認めるときは、行政庁その他の関係者に対して意見を述べることができる。

第12章 資産及び会計

(本会の経費)

第 61 条 本会の経費は、会費、負担金、賛助金、寄附金その他の収入金をもって充当する。

(事業年度)

第 62 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 63 条 会長は、毎事業年度の開始の日の前日までに、事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類を作成し、理事会の承認を経なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類は、理事会の承認を経た後、代議員会に報告するものとする。

3 第 1 項の書類は、当該事業年度開始の日の前日までに行政庁に提出するものとし、かつ、当該事業年度が終了するまでの間、主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 64 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号の書類については、定例代議員会にその内容を報告し、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定例代議員会の承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、代議員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

4 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「認定法」という。)第 21 条第 4 項に定める財産目録等は、認定法第 22 条第 1 項に従い、毎事業年度経過後 3 か月以内に行政庁に提出しなければならない。

5 貸借対照表は、定例代議員会終結後遅滞なく、公告しなければならない。

(剰余金の分配の禁止)

第 65 条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

(財産の管理責任)

第 66 条 本会の財産は、会長が管理する。

(会計の規程等)

第 67 条 会計に関して必要な事項は、別に定める。

(公益目的取得財産残額の算定)

第 68 条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第 64 条第 3 項第 4 号の書類に記載するものとする。

第 13 章 事務局

(事務局)

第 69 条 本会に、事務局を置く。

- 2 本会に、理事会の決議を経て、事務局長を置く。
- 3 本会の事務局の職制に関して必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が定める。

第 14 章 雑 則

(公益目的取得財産残額の贈与)

第 70 条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。) において、認定法第 30 条第 1 項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、代議員会の決議を経て、これに相当する額の財産を当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 か月以内に国若しくは地方公共団体又は認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 71 条 本会が解散等により清算をする場合において、残余財産があるときは、その残余財産は代議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人であって、租税特別措置法第 40 条第 1 項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

(定款施行細則)

第 72 条 定款の施行に関して必要な事項は、代議員会の決議を経て、別に細則で定める。

(公告)

第 73 条 本会の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告ができない場合には、官報に掲載する方法により行う。

(委任)

第 74 条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

(会長等に関する措置)

2 本会の最初の会長、副会長、常任理事は、別表第 1 に記載する者とする。

(代議員に関する措置)

3 本会の最初の代議員は、別表第 2 に記載する者とする。

(計算書類等の作成等に関する経過措置)

4 整備法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記及び公益法人の設立の登記を行ったときは、これらの登記を行った日が 4 月 1 日である場合を除き、第 62 条（事業年度）の規定にかかわらず、解散の登記日の日の前日を当該日の属する事業年度（以下「旧事業年度」という。）の末日とし、設立の登記の日を旧事業年度の翌事業年度の開始の日とする。

(代議員の任期の特例措置)

5 平成 29 年 4 月 1 日に就任した代議員の任期については、定款第 15 条の規定にかかわらず、平成 30 年 3 月末日までの 1 年間とする。平成 29 年 6 月 17 日から施行する。

別表第 1（附則 2 関係） 本会の最初の会長、副会長、常任理事

職 名	氏 名
会 長	岡本公男
副会長	吉中正人
副会長	魚谷 純
常任理事	渡辺 憲
常任理事	明穂政裕
常任理事	笠木正明
常任理事	吉田真人
常任理事	清水正人

別表第 2（附則 3 関係） 本会の最初の代議員

氏名	住所
板倉和資	八頭郡 八頭町 郡家 595-5
松浦喜房	鳥取市 栄町 211
森 英俊	鳥取市 国府町 糸谷 11-5
安陪隆明	鳥取市 永楽温泉町 620-1302 号
池田光之	鳥取市 東町 3 丁目 118-3
石谷暢男	鳥取市 上魚町 13
尾崎真人	鳥取市 吉成 192-11
小林恭一郎	鳥取市 大覚寺 150-23
斎藤 基	鳥取市 富安 2 丁目 151-1-706 号
下田光太郎	鳥取市 湖山町北 6 丁目 339-3
杉山長毅	鳥取市 滝山 542-2
西土井英昭	鳥取市 立川町 3 丁目 465
濱崎尚文	鳥取市 湯所町 2 丁目 138
早田俊司	鳥取市 吉成 166-6
福永康作	鳥取市 青谷町 青谷 4306-11
松田裕之	鳥取市 吉成 169-5
渡邊賢司	岩美郡 岩美町 新井 176
吉田泰之	鳥取市 湖山町北 6 丁目 448-44
池田宣之	倉吉市 宮川町 2 丁目 26
松田 隆	倉吉市 新町 3 丁目 1178
安梅正則	倉吉市 福山 169-1
西田法孝	倉吉市 堺町 2 丁目 962-3
青木哲哉	東伯郡 琴浦町 赤碕 1920-74
森廣敬一	倉吉市 上井町 1 丁目 156-4
藤井武親	倉吉市 上井 492-46
石田浩司	倉吉市 鍛冶町 1 丁目 2911-2
安達敏明	米子市 両三柳 2048
稲賀 潔	境港市 上道町 926
遠藤秀之	境港市 上道町 914-1
神鳥高世	米子市 博労町 4 丁目 331
木村秀一朗	米子市 東福原 3 丁目 8-58
小酒 浩	米子市 福市 1730-12
作野嘉信	境港市 朝日町 111
左野喜實	米子市 富益町 4477-100
角 賢一	境港市 森岡町 686-5
辻田哲朗	米子市 河崎 615-4

永井小夜	米子市 内町 25
中曾庸博	米子市 西福原 4 丁目 8-41
野坂美仁	米子市 上新印 256-1
長谷川真弓	米子市 榎原 1355-4
飛田義信	西伯郡 伯耆町 溝口 242
藤瀬雅史	米子市 両三柳 5480
松野充孝	境港市 京町 34-1
豊島良太	米子市 東福原 8 丁目 5-24
長谷川純一	米子市 榎原 1355-4
小川敏英	米子市 美吉 454-9